

これらは

ハラスメント行為です

相手に危害を加えたり、脅すつもりがなくとも、
相手が脅威・不快に感じれば、ハラスメントに該当します。

● 身体的暴力

…身体的な力を使って危害を及ぼす行為
(職員が回避して危害を免れた場合も含まれます)

物を投げる、ツバを吐く、叩く、蹴る、つねる、
ひっかく 等



● 精神的暴力

…個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つける
行為。また、その恐れのある行為

怒鳴る、威圧的な態度をとる、過剰なサービスを要
求する、業務外の理不尽なサービスを要求する 等



● セクシャルハラスメント

…性的ないやがらせ行為

必要もなく体を触る、卑猥な言動を繰り返す、性的
な話をする、好意的態度を要求する



介護職員に対しこれらのハラスメント行為を繰り返すと、
介護サービスの提供を受けられなくなる場合があります

※暴言・暴力・拒絶等は、認知症などの病気、または障害の症状から現れる場合がありますが、
それらはハラスメントではありません。